

琉球大学学術リポジトリ

関税制度と自由貿易地域

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2009-08-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大城, 肇, Oshiro, Hajime メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002004804

関税制度と自由貿易地域

大 城 肇

1 はじめに

平成9年の夏、沖縄県知事の諮問機関である「産業・経済の振興と規制緩和等検討委員会」が全県自由貿易地域構想を打ち出したのを契機として、沖縄では自由貿易地域に関する議論が沸騰している。しかるに、この段階では未だ県民のコンセンサスは形成されておらず、自由貿易地域の概念や機能等についての共通認識も欠けているように思われる。また、落としどころを見失っているかのように見受けられる沖縄県の政策形成過程に、今のところ変更が生ずる見込みもない。

自由貿易地域に関する理解を深めるためのささやかな作業として、また比較制度分析の予備的考察として、自由貿易地域制度をわが国の関税制度の中で検討してみようとするのが本稿のねらいである。

経済システムは、多かれ少なかれ整合的なさまざまな制度の複合体であり、制度はルールないし合理的に設計されうるメカニズムではなく、一種の内生的な均衡状態であるといわれる。⁽¹⁾ 全県自由貿易地域という新たな制度の創設によって、沖縄の将来においてどのような結果が招来されるのか、比較制度分析の観点からも興味深いテーマである。

本稿で検討の対象とされる田中リポートや県素案については、文字通り報告書であり、素案にすぎないから、それらをもって沖縄県の政策スタンスであると決めてかかるのは愚の骨頂である。とはいうものの、現時点において与えられた情報はそれだけにすぎないから、田中リポートと県素案の内容を前提に議論を展開していくこととしたい。

2 日本の関税制度

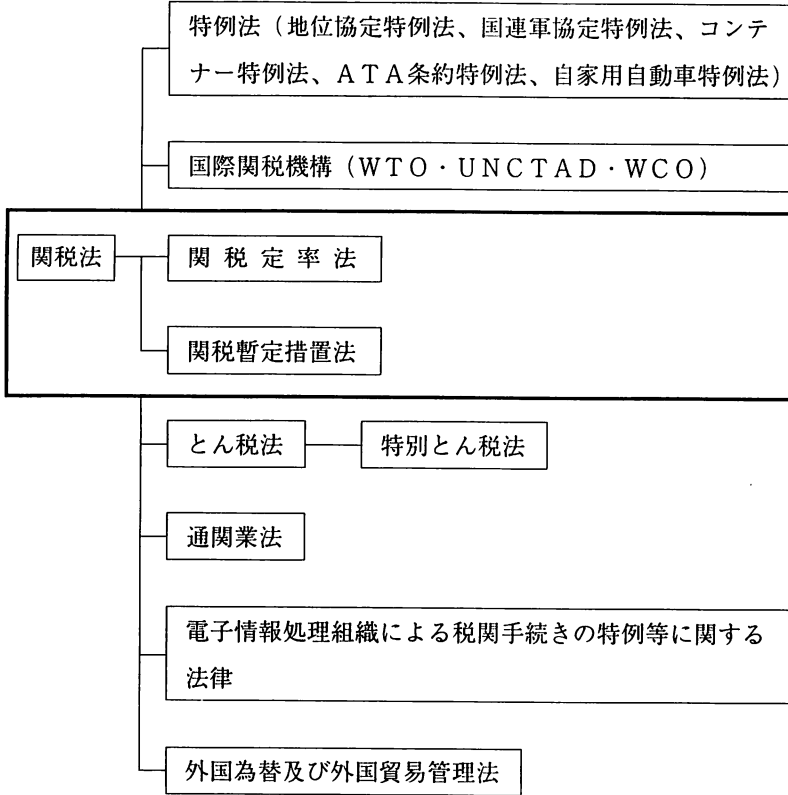
(1) 日本の関税制度の体系

わが国の関税制度は、明治23年に公布・施行された税関法（明治23年9月、法律第30号）に始まり、明治31年に施行された旧関税定率法（明治30年3月、法律第14号）及び税関法に変わる制度として明治32年に公布・施行された旧関税法（明治32年3月、法律第61号）によって、自主的関税行政の基本が体系化された。明治以前は制度としての関税法はなかったが、アメリカをはじめイギリス、フランス、オランダ、ロシア等の国々との間に締結された諸条約や改税約書が、実質的に日本における関税法の役割を果たしていた。⁽²⁾

現行のわが国の関税制度は関税法（昭和29年4月、法律第61号）、関税定率法（明治43年4月、法律第54号）及び関税暫定措置法（昭和35年3月、法律第36号）の三法が基本法規となっている（図1参照）。ただし、関税法と関税定率法が現行関税制度の二本柱である。関税暫定措置法は、文字通り関税法と関税定率法の暫定的特例を定めた法律であり、後二法の補助的な特別法規である。⁽³⁾ 現行関税制度の二本柱である関税法と関税定率法のうち、後者は明治時代から存続している法規であり、前者も昭和29年に旧関税法を全面改正してはいるものの、基本的には1890年代（明治30年代）の面影を引きずっている。その意味で、百年前の制度がわが国の通関業務及び税関業務を規定してきたといえる。昨今流行りの文脈でいうと、関税制度については一世紀前の1890年体制が現行制度のルーツになっているといえよう。

わが国の関税制度は、上述の三つの基本法規にをコアとして、国内法ではとん税法（昭和32年3月、法律第37号）、特別とん税法（昭和32年3月、法律第38号）、通関業法（昭和42年8月、法律第122号）、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和24年月、法律第228号）の他、外国為替及び外国貿易管理法（昭和24年12月、法律第228号）を含めることができる。また、WTOやUNCTAD、WCO等の国際関税機構も含めるべきであろうし、さらに地位協定特例法や国連軍協定特例法、コンテナ特例法、

図1 日本の関税制度



ATA条約特例法等々の特例法も含める必要があろう。その他、関係政令や規則等も含めたトータルシステムとして関税制度が考えられる。

さて、わが国の関税制度の根幹をなす基本法規の立法趣旨は、どのようなものであろうか。関税法については、「関税の確定、納付、徴収及び還付並びに貨物の輸出及び輸入についての税関手続の適正な処理を図るため必要な事項を定める」（同法第1条）こと、関税率法については、「関税の税率、関税を課す場合における課税標準及び関税の減免その他関税制度について定める」（同法第1条）こと、が法律の趣旨である。両法は、関税制度上、相互

補完関係にあり、実質的に一体的な制度として理解されている。⁽⁴⁾ 他方、関税暫定措置法については、「国民経済の健全な発展に資するため、必要な物品の関税率の調整に関し、関税定率法及び関税法の暫定的特例を定める」（同法第1条）ことを立法趣旨としており、特例法としての位置づけがなされている。

(2) 関税の定義

「関税 (duties of customs) は内国消費税よりもはるかに古い。本税が慣習 (customs) と名づけられてきたのは、それが記憶を絶するほどの昔から行われてきた慣習的支払 (customary payments) をあらわしているからであるように思われる。」⁽⁵⁾ といったのは、A. Smithである。一般的に、関税とは貨物に対してそれが関税線を越える際に賦課される租税である。換言すれば、外国から関税領域内に輸入され、または関税領域内から外国に輸出される貨物に対して賦課される租税である。A. Smithも指摘するように、⁽⁶⁾ 関税はもともとあらゆる財貨に対し輸出品、輸入品を問わず、平等に課せられていた。しかし、A. Smithの時代には既に輸出関税は軽減されるかないしは全廃されるかしていた。関税という場合、それがもっぱら輸入関税を指すものであることは、少なくとも1770年代の実態からして明らかである。

わが国の関税法はその第3条において、「輸入貨物には、この法律及び関税定率法その他関税に関する法律により、関税を課する。但し、条約中に関税について特別の規定があるときは、当該規定による。」と課税物件について定めている。第3条ただし書き《条約による特別規定》に規定する「関税についての特別の規定」とは、協定関税率のほか関税の軽減、免除もしくは払戻し、その他関税の賦課及び徴収に関しての国内法の規定に対する特別の規定を指す。⁽⁷⁾ なお、関税定率法の税率表の解釈に関する通則によると、関税率は原則として特惠税率、協定税率、暫定税率、基本税率の順に優先して適用される。ただし、協定税率は、それが暫定税率又は基本税率より低い場合に適用される。

（3）関税の機能と政策的含意

関税法令上、関税は関税領域を前提として、輸入貨物に対して課される。関税の機能には大別して二つある。一つは、税収機能であり、いまひとつは国内の産業保護機能である。関税はそもそもその発生が通行税であったことに鑑みると、その一義的な機能は徴税目的にあった。関税も他の租税同様、日本国憲法第84条の租税法定主義の原則に従って徴収され、国庫収入となる。関税の収納の主体は国家である。平成7年度のわが国の関税収入は1兆321億400万円であった。⁽⁸⁾平成に入っては最も多く、前年度に比べ3.8%の増加であった。

わが国の税関収納税額には関税の他、とん税及び特別とん税と内国消費税があるが、その総額に占める関税の割合は34.8%であり、国税全体に占める割合は1.9%であった（平成7年度）。平成元年度と比べると、わが国の関税は税関収納税額総計に占める割合は35.6%より0.8ポイント低落しているが、国税全体に占める割合は1.6%から0.3ポイント上昇している。関税収入は依然として無視し得ぬ大きさである。

主として国庫収入を確保することを意図して設けられる関税は、ときとして財政関税または歳入関税または収入関税と呼ばれることがある。たまたま収入関税によって国内産業に対し保護効果があっても、それは付随的な意味を有するにすぎないものとされる。

関税のいまひとつの機能は産業保護機能である。関税は間接税の一種であり、その課税によって関税障壁を築き、結果として外国貨物の輸入を制限し国内の重要産業や新興産業を保護するという政策目的を遂行する。具体的には、国内における幼稚産業の保護や既存産業の存続等のために課される。保護関税はその目的によって、育成関税、維持関税、恐慌関税、禁止関税、防衛関税と区別して称することがある。なお、保護関税といえども、必然的に国庫収入増を伴う。したがって、関税は税収機能と産業保護機能という複合機能をもっている政策手段であるといえる。

関税政策は、関税率の操作によって生じる効果を期待する政策である。関

税の効果が現れる側面に着目すると、以下のような効果がある。ただ、効果の大きさについては、対象品目の範囲、需要供給の大小、需給の価格弾力性、当該経済の成熟度等々によって、違いが出てくるであろう。

- ①輸入抑制効果
- ②国内産業保護効果
- ③国内消費抑制効果
- ④関税収入効果
- ⑤社会的厚生の高減効果

効果の大小は別として、関税が国内産業の保護・育成に効果があることは、その機能からいって自明であるが、保護関税の徹底はブロック経済化を招き、貿易の縮小をもたらす。保護関税は、将来の自由貿易へのプロセスとしての育成関税のみが合理的な保護関税とされている。この育成関税は、永続的な保護関税を主張するものではなく、いずれ自由貿易への移行を企図するものであり、保護関税によって将来時点で当該産業が十分に経済的優位性をもつに至るということを前提としている。

WTO協定上の規定（第4条）では、「通常の関税に転換することが要求された措置その他これに類するいかなる措置も維持し、とり又は再びとってはならない。」となっていて、国境措置としての関税の役割の重要性が認識されている。具体的には、輸入数量制限や可変数量課徴金、裁量的輸入許可、輸出自主規制等の関税以外の国境措置を関税化し、段階的に市場アクセスを改善することによって自由貿易体制へ移行する手段として扱われている。わが国の場合、市場アクセスの改善の一環として農産物が関税化されているのはその一例である。

3 関税制度と沖縄

(1) 復帰に伴う特別措置

戦後の沖縄は、昭和47年5月14日まで、日本の関税関係法令上は外国と見

なされ、全国とは異なる制度条件下にあった。復帰前の沖縄には関税法そのものがなく、物品税法が関税法の代役を務めていた。昭和47年5月15日の日本復帰に際し、直ちに本土の諸制度を沖縄にそのまま適用した場合には、県内の消費生活や企業活動等に大きな混乱を生ぜしめる恐れがあったため、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」（昭和46年12月31日、法律第129号。以下、「復帰特別措置法」という。）及び関係政令並びに「沖縄復帰対策要綱」等に基づいて、経過的な復帰特別措置が講じられた。

沖縄の日本復帰に際して、わが国の諸制度を沖縄において円滑に実施するために定められた復帰特別措置法及び関係政令等によって規定された復帰特別措置は、当初、143事項を数えた。その後、65%の事項が漸次本則へ移行し、平成9年5月14日現在、50事項が継続措置中である。うち関税関係の措置は5事項である（表1参照）。昭和47年5月15日現在、24品目の指定があったが、平成9年5月15日現在では13品目について措置されている。ただし、そのうち8品目は観光戻税の指定品目であるが、利用実績が全くない品目もある。関税関係の措置事項の受益対象は、中小製造企業、電力事業者、消費者、観光客である。

復帰特別措置は、本則への移行を円滑にし、県民生活の安定と企業の保護・育成という政策目的をもった制度である。通常ある条件下から他の条件下へ移行するとき、なにがしかの制度的摩擦が生ずるものであり、とりわけ県民生活や産業活動を規定する制度が変更される場合の摩擦には大なるものがある。この種の制度的摩擦に対しては適切な緩衝策（移行措置）がとられない限り、新しい制度への円滑な移行は完了し得ない。

沖縄の日本復帰は、米国施政権下の制度条件から日本の制度条件への移行であり、当然に各面において摩擦の生ずることが予想された。この歴史的な変革に際し、必要とされたのが円滑な復帰の実現と日本の諸制度への移行ならびに沖縄振興開発の推進であり、そのための一連の措置体系を整備することであった。復帰特別措置は、このような社会的ニーズから生まれてきたも

表1 関税関係の復帰特別措置

事 項	措 置 状 況	根拠法令等 関税率（沖縄／本則）
製造用原料品に係る関税の軽減措置 ①牛のくず肉等 ②バター ③脱脂粉乳 ④麦芽 ⑤ホップ ⑥植物性油脂 ⑦農薬 ⑧コルク	----- H3.3.31 -----> 継続 -----> 継続 ----- S55.5.14 ---- S54.5.14 ---- S54.5.14 ---- S54.5.14 -- S52.5.14	法83条1項1号 国税政令113条 20%/35% 10%/25%
小規模企業の製造用原料品に係る関税の軽減措置 ①こんにゃくいも ②乾燥豆	-----> 継続 ---- S54.5.14	法83条1項2号 国税政令114条 20%/
発電用石油に係る関税の免除措置	-----> 継続	法83条2項 国税政令117条 0/215(円/KL)
消費生活物資に係る関税の軽減措置 ①生鮮オレンジ ②生鮮バナナ ③ハム及びベーコン ④ランチョンミート ⑤ウーロン茶及び パオチョン茶	-----> 継続 ----- -- S62.5.14 -- S52.5.14 -- S52.5.14 S52.5.14	法84条1項 国税政令118条 20%(6~11月) 10%/ 40%(12~5月)
観光客等に対する関税及び内国消費税の払戻措置	-----> 継続	法85条1項 国税政令119条

資料：沖縄総合研究所『復帰特別措置効果分析調査報告書』平成8年1月。

のであり、沖縄の経済社会における緩衝策としての役割を担ったものであった。

その立法趣旨に沿って、復帰特別措置は県民の消費生活を安定させ、企業に地力を付与する効果を持っているが、それ自体は積極的な自立安定化政策ではあり得ない。とはいうものの、復帰特別措置に関しては、単に日本の内国制度への円滑な移行にとどまるものではなく、沖縄振興開発計画の目標の実現に資するような県民生活の安定・向上と企業力の涵養・強化につながるような新たな制度への脱皮が望まれる。

（2）自由貿易地域那覇地区の設置

沖縄における企業立地の促進と貿易の振興に資することを目的として、昭和62年12月9日、わが国唯一の沖縄自由貿易地域が指定された。翌63年7月1日より供与開始され、入居企業は27社であった。沖縄自由貿易地域の設置の根拠法は、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年12月31日、法律第131号）第四章第23条～第28条であり、関連政令として沖縄振興開発特別措置法施行令と自由貿易地域における事業の認定申請に関する総理府令がある。

根拠法である沖振法の第25条によって、自由貿易地域内の国や地方公共団体の所有・管理する土地、建設物、その他の施設は関税法に規定する指定保税地域とみなされる。すなわち、沖縄自由貿易地域は現行関税法上の保税地域制度の枠内で運用されることになっている。現行の沖縄自由貿易地域の問題点については後述することとして、ここでは概要を記すにとどめたい。

沖縄自由貿易地域は、昭和62年度に設置認可され、那覇市鏡水地先2.67haにおいて事業費20.3億円（うち国庫13.5億円、県債3.6億円）を投じて開設された。⁽⁹⁾その後、平成2年度に常設展示場・レストランの設置（県単事業1.3億円）、平成8年度に多国籍レストラン・事務所ゾーンの設置（県単事業6.6億円）、平成9年度に貿易フェアゾーンの設置（県単事業4.1億円）を行い、総事業費は32.4億円に達している。入居企業数は当初の27社から11社（平成

9年4月1日現在）に減少し、狭小といわれる施設ながらその使用率は81%水準にすぎない。昭和63年7月の供用開始時の27社から、撤退した企業は累計で18社、新規入居企業は2社であり、純計で16社減となっている。現行の自由貿易地域は、新規参入の誘因メリットがほとんどないゾーンとなっている。

沖縄自由貿易地域設置目的の一つは貿易の振興であるが、実績ははかばかしくない。同地域への搬入額、搬出額は、ともに設置翌年の平成元年の53.6億円、54.2億円をピークにして以後漸減し、平成8年は11.3億円、16.1億円にとどまった。この7年間に搬入額で79.0%減、搬出額で70.3%減である。搬入先を見ると、平成元年の国内34%（県内22%、県外12%）、国外66%から平成8年の国内64%（県内31%、県外33%）、国外36%となって、国内と国外が逆転している。一方、搬出先については、平成元年の国内96%（県内76%、県外20%）、国外4%から平成8年の国内100%（県内54%、県外46%）、国外0%となって、完全に国内仕向となっている。現行の沖縄自由貿易地域の取引実態は、保税制度のメリットを生かした輸出加工ないし安価な外国産原材料に付加価値を高める輸入加工のいずれの機能も十分に生かし切っていない。雇用者数は平成8年（102人）は辛うじて百人台を維持しているが、ピーク時の平成2年（151人）に比べると、3割以上減少している。

4 関税政策の厚生効果

関税の政策目的は、一次的には税收機能と保護機能を期待することであるが、派生的に当該国における交易条件の有利化、国際収支の改善、雇用環境の改善、実質所得の増大等を期待して、関税の賦課ないし関税率の引き上げが実行される。経済学のテキストでは、自由貿易は国際的に最適な資源配分をもたらすパレート最適を実現し、貿易に参加するすべての国は貿易の静態的・動態的利益を享受し得ることが命題化されている。この命題が、自由貿易論者の理論的根拠となっている。

しかるに、実際の政策の現場では保護主義が受け容れられ易く、保護貿易政策が実行に移されるケースが多い。保護貿易主義は、ナショナリズムに根ざした国益中心主義をその根底にもっている。たとえば、特定の利益グループの圧力による貿易制限政策の発動は、ナショナリズムと結びついている場合が多い。一方において、自由貿易の利益の均霑効果は弱く、遍く経済主体がその利益を実感できないところがある。

以下において、標準的なテキストで展開されている関税政策の効果に関する若干の命題を要約することにしよう。⁽¹⁰⁾

- ① 自国が小国であれば、関税は自国の輸出財の国内相対価格を国際相対価格より割安にする。
- ② 自国が小国であれば、関税は自国の輸出入量を減少させ、実質所得ないし社会的厚生を低下させる。
- ③ 自国が小国でなければ、関税は自国の交易条件を有利化させ、輸出財の輸入財に対する国内相対価格は関税によって上昇することもあり得る。この場合、関税は国内輸入代替産業を保護するのではなく阻害する。
- ④ 一般に、外国の輸入需要の弾力性が小さければ小さいほど、一定率の関税が自国の交易条件を改善する効果は大きい。

5 自由貿易地域制度の関税政策的意義

(1) GATT上の自由貿易地域

GATT第24条8の(b)によると、「自由貿易地域とは、関税その他制限的通航規則がその構成地域の原産の製品の構成地域間における実質上のすべての貿易について廃止されている二以上の関税地域の集団をいう。」後述するような、一国内の一地域について用いられている定義とは異なっている。補足すると、自由貿易地域とは複数の国・地域においてその構成地域間の貿易については関税や輸出入制限等は廃止するが、域外との貿易に対しては構成地域がそれぞれ独自の関税や輸出入制限等を行う一種の経済統合の形態であ

る。自由貿易地域は、メンバー国・地域間で貿易が完全にフリーとなる点で関税同盟と同じであるが、域外との貿易に対して共通の関税や輸出入制限等を適用する点において関税同盟と性格を異にしている。

WTOないしGATTの基本原則の一つに無差別主義がある。関税についても、加盟国間では関税上の差別待遇を一切行わないこととされている。しかるに、自由貿易地域は、関税同盟同様、域外国・地域に対して実態として関税障壁を形成することになり、無差別の原則に反する。しかし、WTOは自由貿易地域を設定することを否定する立場はとっていない（GATT第24条5）。ただし、自由貿易地域の設定又は中間協定締結以前と比べて、関税その他の通商規則よりそれぞれ高くなったり制限的なものになってはならないとする条件が要る。GATT第24条4は、「関税同盟又は自由貿易地域の目的が、その構成領域間の貿易を容易にすることにあり、そのような領域と他の締約国との間の貿易に対する障害を引き上げることにはないことを認める。」と規定している。

自由貿易地域は参加国・地域間の貿易制限措置を撤廃し、貿易を自由化する目的を有していることから、WTOはとりわけ開発途上国・地域での自由貿易地域の設置に関しては否定的な態度をとっていない。自由貿易地域の例には、1951年設立のニカラグア・エルサルバドル自由貿易地域をはじめ、欧州自由貿易連合（EFTA）、ラテン・アメリカ自由貿易地域（LAFTA）、ラテンアメリカ統合連合（ALADI）、カリブ自由貿易連合（CFTA）、アンデス共同市場（ACM）、中部アフリカ関税経済同盟（UDEAC）、西アフリカ経済共同体（CEAO）、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）等々を挙げることができるが、これらの自由貿易地域は経済統合の一形態と考えることができる。

（2）自由港制度

自由港とは、「貿易港の全部または一部を区画して一国の関税領域の外に置き、その地域内においては、関税を課することなく、外国からの輸入品を

自由に入出、改装、仕分、加工等をすることを認め、かつ、外国船舶に対してその国の船舶と同様の取扱いをし、貨物と船舶に対して関税上の諸制限を加えない地域」のこととして定義される。⁽¹¹⁾自由港は、一国の関税領域外におかれる地域ということになるが、このことは関税主権が及ばないということではなく、関税主権にもとづく諸制限・諸手続が相当程度緩められたかたちで適用されていると理解される。

自由港の目的は、中継貿易又は加工貿易の促進と海運及び商港の発展を保障する「場」の提供である。このような政策目標の遂行のために設置される自由港であるが、その設置に付随して以下のような問題も派生する。

- ①関税上の諸制度が緩和されている自由港が繁栄する反面、国内の他港における運輸・貿易活動が圧迫されることがあり得る。
- ②自由港における輸入の増大により、競合する国内産品の需要減によって市場が縮小され、生産が制約され得る。
- ③自由港地域の設置に伴って、密輸入や脱税等のアングラ活動が活発になる恐れがある。

以上のようなマイナス面の対策ないし防止策が必要になるが、そのためのコストは膨大になりかねない。なお、自由港制度はその利益の享受対象が当該地域住民に限定されることから、一国内における一独立地域としての観を呈するようになり、主権国家の理念とは相容れない側面がでてくる。

自由港制度の形態には自由港市、自由港区、自由地区等々がある。自由港市は、自由港制度の中で最も広汎な形態であり、市域全体が関税領域外におかれ、地域内において商品の積卸、貯蔵、改装、仕分、混合、手入、加工、製造等が自由であり、個人の居住も認められるのが制度的特徴である。自由港区は、開港に面している地域の全部又は一部を区画して関税領域外に置き、自由港市と同様の機能は自由に認められるが、地域内での居住は認められない。自由地区は、自由港区と同じように区画されるが、地域内で加工及び製造等加工貿易は認められず、もっぱら中継貿易の機能しか付与されない。

（3）総合保税地域制度と輸入促進地域制度

わが国の関税法では、外国貨物は原則として保税地域以外の場所におくことができない（関税法第30条）。外国貨物には関税の他、内国消費税が課される。また、輸入禁制品や輸入割当、検閲・防疫等のチェックが必要である。さらに、外国へ向けて輸出される内国貨物についても通関手続きが必要である。このような要請から、貨物の輸出入に伴う通関手続き及びその他の税関手続きを行う便宜のためと、外国貨物を輸入手続き未済の状態で長期間蔵置し、または加工、製造、展示等を行うために設けられた一定区画の場所を保税地域という。

保税地域制度は、明治30年の保税倉庫法の制定まで遡ることができる。保税倉庫法（輸入手続き未済の貨物を蔵置する場所を定めた法律）は明治33年制定の税関仮置場法（明治45年に仮置場法、昭和2年に保税工場法となる）とともに、わが国の通関手続及び税関手続の根拠法となっていたが、昭和29年の現行関税法の制定に伴って、両法は廃止され、保税地域制度として同法第4章において規定された。その後、昭和42年の保税展示場制度の創設、昭和47年の保税自主管理制度の導入等の改正を経て、平成4年に総合保税地域制度が創設されて現在に至っている。

保税地域制度は、外国貨物が同地域内に蔵置されている間は関税その他内国消費税等の納付を猶予する制度であるから、資金手当上、大きなメリットを与える。また、保税地域内において加工ないし展示した貨物を積み戻し（再輸出）をする場合、関税等は納付する必要はないから、この制度を活用することによって企業の振興や取引の円滑化、貿易の振興等にとってメリットが期待できる。

ところで、保税地域制度は外国貨物を強制的に保税地域に蔵置させることから、運送料や倉庫保管料等のコスト高を招く制度であるという批判がなされることがあるが、外国貨物を原則として保税地域に蔵置することによる公共の利益とコストが高むというのは、必ずしも同次元の議論ではないという

ことを指摘しておきたい。

外国貨物が保税地域内にある間は関税その他の内国消費税の納付は猶予されるが、同貨物を国内に引き取る場合は、関税等を納付した上で、税関長の輸入手続きを受けなければならない。一方において、保税地域制度が適正に運営されるためには、同地域内の貨物が適正に管理されている必要があるが、それは貨物管理者の自主管理に任されている。なお、外国貨物の輸送については、保税輸送が認められている。

保税地域の種類には指定保税地域、保税上屋、保税倉庫、保税工場、保税展示場及び総合保税地域がある（関税法第29条）が、沖縄の自由貿易地域との関連で以下では総合保税地域の梗概をまとめることにしよう。

総合保税地域は、保税地域制度の改正によって平成4年に創設された関税制度の一つである。総合保税地域が創設された背景には、

- ①国際社会におけるわが国の地位が高まり、国際社会経済の発展のために貢献する必要性が出てきたこと、
 - ②国際経済が貿易や直接投資等の拡大に伴って相互依存関係を強めつつあることから、他国との円滑かつ調和ある経済関係を構築する必要があること、
 - ③わが国の貿易黒字の増大による貿易不均衡の拡大は関係諸国との間に摩擦問題を惹起しつつあることから、市場アクセスの改善を図り、輸入を促進して国際収支を均衡化させる努力が求められていること、
 - ④地方の国際化戦略の一つとして保税地域の有効活用のニーズが高まっていること、
 - ⑤単なる保税地域の設置の要望にとどまらず、空港や港湾と連結した複合的な貿易関連施設の整備構想が地方自治体で策定されつつあること、
- 等々があった。

このような背景にある動向に対処するため、通商産業省と運輸省が中心となって、輸入促進地域（フォーリン・アクセス・ゾーン）の整備を促進する

ことになり、その実施のための制度として「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」（平成4年3月、法律第22号、以下においてFAZ法と略称する。）が制定された。FAZ法の目的は、「国民経済及び地域社会の国際経済環境と調和のある健全な発展を図り、あわせて国民生活の向上及び国際経済交流の促進に寄与する」（同法第1条）ことにあるが、施策の基本方向は以下のとおりである。近年のわが国を取り巻く国際経済環境の変化等に対応して、

①港湾または空港及びその周辺の地域において行われる輸入の促進に寄与する事業を支援するための措置等を講ずる、

②対内投資事業者の事業の実施を円滑に進めるための措置を講ずることとなっている。その具体的な支援措置の一つが、一定の要件を満たした輸入促進地域を総合保税地域として許可するという総合保税地域制度の創設である。

総合保税地域は、輸入の円滑化等に資するため、輸入促進地域等における輸入インフラの集中的な整備の受け皿として、各種保税機能を総合的に活用できるような地域である。

したがって、輸入促進地域と総合保税地域とは本来異なる概念であり、前者は後者に含まれる概念である。⁽¹²⁾総合保税地域が外国貨物の積卸し、運搬、蔵置、内容点検、改装、仕分、加工、製造（混合を含む）、展示等を行う場所として許可された土地・建物・その他施設である（関税法第62条の8）のに対し、輸入促進地域は、輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業を支援するための措置を講じようとする地域（FAZ法第4条2項）に限定される。すなわち、後者は前者の許可条件のうちの一つ（相当程度輸入の円滑化とその他の貿易の振興に資すると認められること）を満たす場所にすぎない。とはいえ、実際の運用上は、地域輸入促進計画等を作成する段階で、総合保税地域としての要件を満たすように、有機的な連携がとられている。

総合保税地域の機能には、上述のような保税蔵置機能、保税工場機能、保

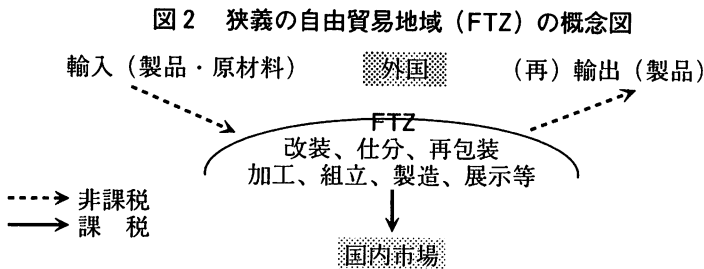
税展示機能がある。保税機能の総合的な活用によって、輸入インフラの集積のメリットを高め、輸入の円滑化と貿易の振興に資するのが総合保税地域制度の趣旨である。

総合保税地域制度の創設によって、自由貿易地域制度の根拠法である沖振法も改正され、上記の機能が総合的に行われることが見込まれるとき、自由貿易地域内の施設等のうち必要と認められる部分について総合保税地域として許可され得る（沖振法第25条2項）。

6 沖縄における自由貿易地域の展開方向

(1) 自由貿易地域の定義

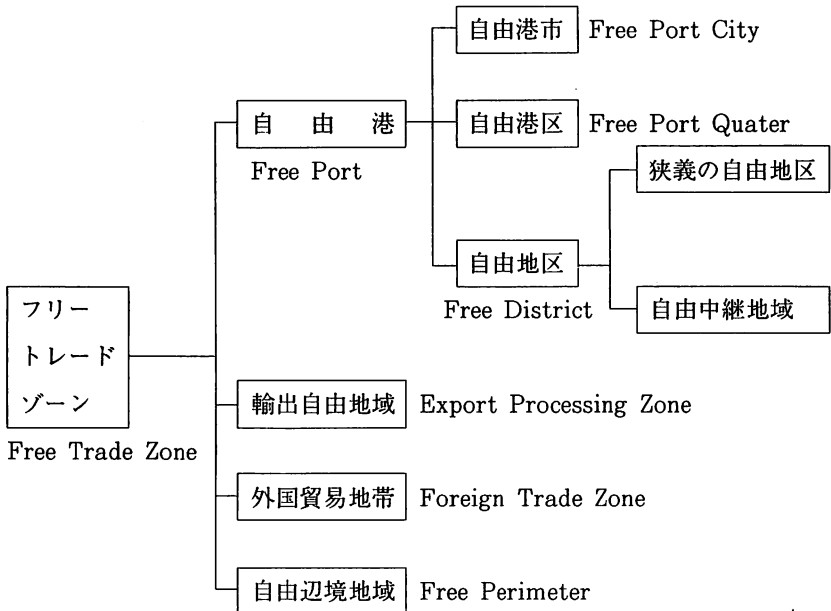
前節において、われわれは自由貿易地域制度と自由港制度のちがいについて整理した。そこでの見解は、参照した文献の性質上、わが国の政策当局の考えに近いものといえよう。前節の議論をふまえると、自由貿易地域についての概念は、現在沖縄で展開されているそれとは異なる。沖縄で用いている自由貿易地域の概念は、前節の自由港区の定義に近い。以下では、前節の定義をふまえた上で、狭義の自由貿易地域を以下のように定義する。すなわち、自由貿易地域とは、開港の全部または一部を区画して一国の関税領域の外に置き、その地域内においては関税を課することなく、外国からの貨物を自由に出入、改装、仕分、再包装、加工、組立、製造、展示等々を行うことを認める地域のことである。自由貿易地域の概念は、図2で示されている。



既に述べたように、自由貿易地域においては関税主権にもとづく諸制限や諸手続が全く行われたいのではなく、相当程度に緩められたものであって、保税地域の機能をより一層拡大したものであると解釈できる。わが国が法治国家である以上、その一地域（たとえば沖縄全域ないし沖縄の一定地域）といえども、そこにおいて本則と全く異なる制度を適用することはかなり困難である。基本的には、本則に対する特別措置を講ずることになろう。

その地域の立地条件、経済環境、制度的特性、発展段階、政策目標等々の如何によって、多くのタイプを異にする自由貿易地域が出現する余地があり、現に世界各地にそれぞれ特色を持った自由貿易地域が存在している。狭義の自由貿易地域の形態は、おおむね図3のようである。

図3 狭義の自由貿易地域の形態



資料：「第1回 大蔵省関税局年報」（平成4年版）。

（2） 全県自由貿易地域構想の検討

平成9年7月に、沖縄県知事の諮問委員会である産業・経済の振興と規制緩和等検討委員会は同委員会報告（以下、田中直毅委員長に因んで田中リポートという。）において、沖縄の全県域を対象とする自由貿易地域制度の導入を答申し、文字通り全県におけるFTZ論議の導火線の役割を果たした。

田中リポートの主旨は、一国二制度的な思い切った施策の展開によって、新しい沖縄を創造し、21世紀の産業フロンティアをめざそうというものである。そして、日本の将来を沖縄の可能性とともに探ってみたいというねらいが、同リポートには貫かれている。

田中リポートの沖縄経済社会に対する問題意識は、

- ①国の財政事情を勘案した財政依存型経済からの脱却、
- ②ナショナルミニマムの達成による復帰プログラムの終焉、
- ③全国的な規制緩和の流れの中での先行実施のメリット

に集約できる。21世紀に向かう日本社会及び国際社会の潮流の中で、このような問題意識から出発し、新しい理念を構築してそれに基づいた新たなシステム作りを提起した田中リポートの意義は大きい。

田中リポートの目指すべき方向性は、沖縄県が位置づけている三分野の戦略的産業の振興方向に沿って示されている。すなわち、自由貿易地域の新たな展開と情報通信関連産業の集積促進及び国際観光・保養基地の形成である。なかんずく、自由貿易地域の展開方向は、

- ①特色ある産業フロンティアの先行モデル地域
- ②国内の産業空洞化業種の受け皿地域
- ③外資導入、水平分業の先行地域
- ④新事業、新産業創造のモデル地域
- ⑤資本集約度の高いハイテク型企业等の基地

の諸機能を有する地域として整備することとなっている。

このような目指すべき方向へ誘導するための具体的な施策は、全県を対象

とする自由貿易地域制度の創設、投資税額控除制度の創設、運輸関連の規制緩和、入国手続きの簡素・合理化、関連インフラ整備の推進、人材の育成及びその他施策の7領域からなっている。

田中リポートを承けて、沖縄県は「全県自由貿易地域の展開に向けて（素案）」（以下、県素案という。）を平成9年9月に策定した。県素案は、全県自由貿易地域の創設という大義名分のための素案という印象が強く、田中リポートより後退した感が強い。新たな具体策（法人税の軽減等）が導入されている反面、田中リポートの目玉のいくつか（オープンスカイ政策の実施や入国手続きの簡素・合理化、人材育成、その他の施策）が後退している。インフラ整備も自由貿易地域関連だけに終わっている。

制度的には、関税の課税の選択制が後退し、一般特惠関税制度の導入が提案されているが、途上国産品を対象とし原産地証明を必要とする特惠関税の沖縄への適用の実現可能性はあるのか。関税の課税の選択可能性の方が無難である。ただ、県素案が全県自由貿易地域化に伴う県内既存企業・産業の保護策となるセーフティネット（弱者救済の仕組み・対策）を考慮した点は評価できるが、そのことがかえって全県自由貿易地域構想のトーンダウンにつながっている。21世紀の沖縄の将来像の中で、全県自由貿易地域の役割と機能を明確にすべきであろう。

田中リポートになかった、内外価格差の是正による県民生活の向上という消費者の観点からの考え方が県素案に明示された点は評価できるが、その具体的施策の内容が実質的には関税等の免除のみであり、それだけでは十分とはいえない。内外価格差是正のためには、消費税を含めた内国諸税の減免や関連規制の緩和を織り交ぜる必要があろう。消費者の視点の導入と引き換えに、新産業・新事業創造のための拠点づくりという視点が弱くなり、戦略的産業振興のための柱が不明確になってしまっている。

全県自由貿易地域の実現のために、新しい通関システムの構築や関税免除対象品目の指定が盛り込まれ、苦心の跡が伺えるが、通関手続きの簡素化の

方針に逆行する恐れがあり、かなり不自由ないし不便になりかねない。

以上、田中レポートとの関連で県素案を検討したが、いずれも最終案ではないだけに、議論の鋭先が鈍ってしまうのは致し方ない。ここでは、両者の問題点として以下の点を指摘するにとどめたい。

- ①低コスト化による消費者へのメリットが強調されがちである。全县を自由貿易地域にしたときのメリットとデメリットは、経済主体別（消費者／生産者）、産業別、業種別、品目別に異なっている。客観的な評価分析が必要である。また、沖縄の貿易構造を考慮すると、消費者への低価格メリットは期待されるほど大きくはない。併せて沖縄の輸入実態の正確な把握も必要である。
- ②自由貿易地域の運用形態として広域輸入型が提唱されているが、有機的な産業振興を図る上では物流中継加工消費型として整備する方がよい。自由貿易地域の性格付けが必要である。
- ③沖縄県の自由貿易地域の展開は、後述するように、展開の熟度に応じて段階的に醸成していく方法を探るべきである。セーフティネットの整備が必要である。
- ④内容の体系化と県内のコンセンサスが欠けている。産業振興や県民生活のあり方についての方向性を明確化する必要がある。

(3) 自由貿易地域構想の展開方向

去る7月1日に香港が中国に返還された。祖国復帰ということに関しては沖縄が先輩である。沖縄の本土復帰は、一国一制度への移行であり、復帰前に比べ各種制度や規制の強化によって経済活動の自由が制限される規制大国・日本への返還・復帰だった。一方、香港の場合は政治的自由は制限されるものの、北京政府は金の卵を生む国際都市・香港の経済的自由を保証する一国二制度を50年間維持することを約束している。

沖縄においては、復帰後、本土との格差是正と自立的発展のための基礎条

件の整備を政策目標として、三次にわたる沖縄振興開発計画が策定され、それに基づく施策が展開されてきた。この25年間で社会資本の整備は着々と進んだが、経済の自立的発展は遅々として進展していない。

一人あたり県民所得の低さ、失業率の高さ、生産力や移輸出力の弱さなどによって特徴づけられる沖縄経済は、3Kと称される財政移転（公共事業）と観光収入と基地収入によって支えられている。財政、観光、基地は、ともにその内容や規模が沖縄の外で決定されるという他律性を持っており、これらに大きく依存した沖縄経済は自立というにはほど遠い。しかし、沖縄は財政や基地からの脱却をめざし、経済の自立化の道を模索し続けてきた。

他律的な構造をもつ沖縄経済の底は浅く、域内自給率は七割程度にすぎない。それだけ県内での歩留率が低いことを意味し、財政や観光、基地から派生する需要が県外（そのほとんどが本土）へ漏れてしまっている。復帰前は沖縄から本土へのドルの還流が、日本経済の外貨獲得、さらには高度成長に貢献したが、それと同じ構造が復帰後もビルトインされている。県内自給率を引き上げ、自立化しない限り、投下される財政資金や民間資金を県内に留め、沖縄の振興発展のために有効に回転させることはできない。折しも、沖縄に自給力や対応能力が備わってないため、今回の基地問題の決着と引き換えになった沖縄振興事業費50億円による調査費の大部分が、東京のシンクタンクを潤しているのは皮肉としかいいようがない。さてそれでは、自立を模索する沖縄にとって特効薬はあるのだろうか。

沖縄経済の自立を図るための有効な方策の一つとして、自由貿易地域制度の拡充強化による産業経済の活性化が考えられる。沖縄自由貿易地域が創設されて10年を経過しようとしているが、既に見たように実績ははかばかしくない。その原因として、入居企業の弱さ、敷地の狭さ、労賃の高さ、国際ネットワークの未整備、沖縄の比較優位性の低さなどが挙げられるが、最大の要因が制度上の魅力のなさであることは大方が指摘するとおりである。いろいろと制度上の制約があって、内実は名前の示す「自由」では決してない。沖

沖縄県は、規制緩和を推し進め、一国二制度的施策によって全県自由貿易地域の創設などを国に要求しようとしている。しかし、国の壁は厚い。

国が一国二制度に難色を示す最大のよりどころは、「制度に風穴をあけない」という金科玉条にある。制度に風穴をあけないということは、全国一律の制度の適用によって国内地域間に公平性を保つことであるが、沖縄のおかれた状況は、制度の前の公平性によって平等になる性格のものではない。軍事基地一つとっても、それを「国益」のために継続使用しようとするのだから、その多大な犠牲＝コストに見合い、かつ沖縄の実状にあった固有の制度が振興発展のために適用されてしかるべきであろう。沖縄が要望しているのは、経済の活性化・自立化のために21世紀型の規制緩和・自由化の先行実施地域として整備してほしいということである。

政治的に米軍用地特措法などで実質上の一国二制度となっている実態に鑑みて、経済的に一国二制度（実質的には一国一制度の下での特別立法）を要求することは理不尽であろうか。一国二制度が無理だというのであれば、日本経済そのものが早急に国際化に適応できるシステムづくりをする必要がある。国際都市をめざす沖縄の経済自立化への道が求めているのは、国際化に対応しえるわが国の経済社会システムの変革の必要性である。わが国経済を活性化させよみがえらせるためにも、日本経済そのものが早急に国際化・自由化に適応できる構造改革をしなければならない。それができないから、先行的に一国二制度的な新たな制度を導入しようとしているのが、沖縄の立場である。

ところで、沖縄の日本復帰は、制度上の諸規制が強化される過程であった。沖縄にとっては、復帰前に比べ、各種内国税や関税の課税が強化され、より規制が強く障壁の高い制度へ移行する過程に他ならなかった。これは、自由化という国際経済のトレンドに逆行するプロセスであったといえよう。以来四半世紀を経て、歴史がひと巡りしてきた感がする。

沖縄経済は一種の「移行経済」である。一般に移行経済という場合、社会主義経済から市場経済への移行過程にある経済を指しているが、沖縄経済の

場合は

〈自由経済（復帰前）→ 規制経済（復帰後）→ 自由経済（21世紀）〉
という「自由化」を求めるプロセスにある経済という意味で使いたい。自由化といっても、これからめざそうとする自由化が復帰前のそれとは質的に同じ内容でないことはもちろんである。

沖縄が模索してきたのは、地域経済の活性化と自立化への方途であり、このたびその具体的施策として全県自由貿易地域の創設や諸規制の緩和、関連インフラの整備等々を実施すべきことを提案したのが、田中レポートである。この報告書が、国際経済社会の新しい潮流をふまえて方向性を打ち出している点は高く評価したい。しかし、大方が指摘するように、具体化へ向けたいきめ細かな検討が必要である。

かれこれ一昔前に、現在の沖縄自由貿易地域の設置に際して、自由貿易地域制度の展開方策についてまとめる機会に恵まれた⁽¹³⁾。沖縄における自由貿易地域の実効性ある将来像はどのようなものかを考えてみたものである。現在でも筆者の考えは大きく変わるところはなく、むしろ当時描いていた将来像や展開方策の一部が先の田中レポートとほぼ軌を一にしていることに意を強くする一方、それが10年前の当方の考えを超えていないことに寂しさを感じる。ここでは、沖縄経済を移行経済と捉える立場から、田中レポートの全県自由貿易地域化をめぐる議論を中心に、若干のコメントを記しておきたい。

まず、沖縄の自由貿易地域の展開は、現行制度下で可能な形態からスタートし、その実績と環境条件の変化をふまえ、展開の熟度に応じて段階的に制度・機能を拡充していく方法を採用すべきことを提案したい。その方がより実効性は高い。国際経済のトレンドとして貿易の自由化は今後ますます進展するであろうから、沖縄が先行的に自由貿易を目指すことに基本的に賛成である。しかし、その展開方法については田中レポートや県素案とは意見を異にする。沖縄経済の発展段階やわが国行政の意思決定の仕方、官僚機構の保守性等を勘案すると、現行制度下で可能な形態からスタートし、その実績と環

境条件の変化等をふまえて、段階的に機能を拡充していく方向がより現実的である。その段階は三つのステージで考える（表1及び図4参照）。

第一ステージは、現行制度の枠内で実行可能な物流中継加工型の機能を拡充させ活用する段階である。この期間は、2002年3月までの第三次振計の後半期間としたい。この期間内に、田中レポートで提案された関税の課税の選択制、I Q枠の撤廃（特別割当が現実的である）、通関手続きの簡素化、投資税額控除制度の創設の他、法人税の減免措置等、制度の創設・拡充を図っていく。併せて、次の段階に向けた地域の選定を行う。この地域限定型の第一ステージでは、県内に技術・情報の集積、技術の交流・移転、資本の蓄積等が促進されるであろう。

第二ステージは、2002年4月から2005年3月までの期間とし、地域限定型（現行を拡充した250ha）の自由貿易地域を想定する。このステージは、物流中継加工型に観光ショッピング型の機能を付加する段階であり、当該機能が十分に生かされることにより、沖縄はヒトやモノの交流が活発となる国際都市としての風格が備わってくることが期待される。情報網の整備や入国手続の簡素化・合理化、運輸関連の規制緩和等に加え、DFS（デューティ・フリー・ショッピング）を可能とする施策導入も必要であろう。

第三ステージは、自由貿易地域の究極の形態である自由港型が形成される段階であり、2005年4月から移行する。この段階に至ると、地域の拡がりとは県全域（少なくとも沖縄本島全域）となり、外国人の居住も許容される。基本的には、関税の免除（自由化）により貿易関連法規の適用が除外される自由貿易体制となり、香港やシンガポールにみられるように、経済活動に対する政策介入が最小限になる。この自由港型は、全県が自由港ゾーンないしデューティ・フリー・ゾーンとなり、国際自由都市としての性格を有するようになる。この段階では、人的・物的・文化的・学術的な国際交流が沖縄を舞台にしてごく日常茶飯に行われるであろう。全県自由貿易地域の行きつく結果として国際都市が実現されるのである。

図4 自由貿易地域の展開ステージ

〈第1ステージ〉1998年4月～2002年3月 地域限定型

- ◇現行制度の枠内で実行可能な物流中継加工型ないし交易産業型の機能を拡充し活用する段階。
- ☆県内に技術・情報の集積、技術の交流・移転、資本の蓄積が促進されるであろう。
- ◆関税の課税の選択制、IQ枠の撤廃等輸入の自由化、通関手続きの簡素化、投資税額控除制度の創設、法人税の減免措置、関連インフラの整備、入国手続きの簡素化・合理化、その他税制・金融上の優遇制度の創設。

〈第2ステージ〉2002年4月～2005年3月 拡大地域限定型

- ◇物流中継加工型に観光ショッピング型の機能を付加する段階。
- ☆ヒトやモノ、カネ、情報の交流が活発となり、国際都市としての機能が備わってくるのが期待できる。
- ◆運輸関連の規制緩和、DFS（Duty Free Shopping）を可能とする施策等の導入。

〈第3ステージ〉2005年4月～ 全県フリーゾーン型

- ◇自由貿易地域の究極の形態である自由港型が形成される段階。
- ☆人的・物的・文化的・学術的国際交流が日常茶飯に行われ、国際自由都市としての性格を有するようになる。
- ◆貿易関連法規の適用除外、輸入諸税の免除等。

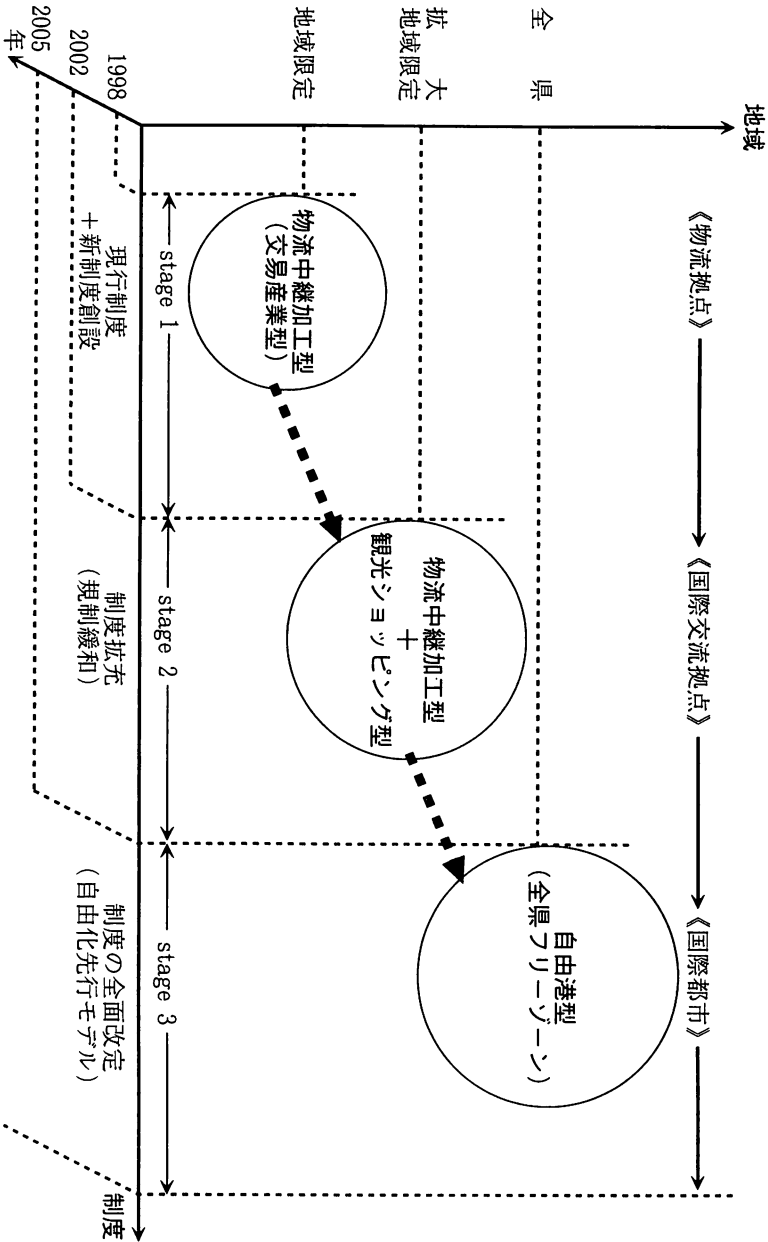


図 5 自由貿易地域の展開ステップ

全県（または地域限定型）自由貿易地域という沖縄経済社会の維新は、2002年で始動し、2005年で本格展開することが重要である。田中リポートや県素案が主張する2001年を期して実施する必然性はない。そうすれば、全国に先駆けて2014年には完全に本格化することが予知できる。（全国経済は2015年から本格化）。これらの年値は、数理結晶理論から導かれる沖縄の歴史的命運を潜象する数値であることを付け加えておきたい。

次に提案したいのは、自由貿易地域の根拠法令を新設することである。周知のように、たとえば米国には外国貿易地域法があり、われわれは米国の外国貿易地域法が環境変化に対応して弾力的に改正・運用されてきた点に学ぶ必要がある。現行の沖縄自由貿易地域の根拠法は沖振法（第23条～第28条）であるが、沖振法とは別途に時限立法「沖縄産業貿易振興特別措置法（仮称）」を制定すべきであり、今回の委員会報告書に盛り込まれた諸制度・施策等もその中で規定する。現行の沖振法や復帰特別措置の制度的弱点を補って、それらに代わる沖縄における産業振興と貿易振興のための総合的かつ整合的な制度として、この根拠法を位置づけることが重要である。

この点に関して、田中リポートが指摘するように、復帰プログラムの終幕が避けられないのであれば、新たに「沖縄社会経済開発基本法（仮称）」を制定し、新たな視点から沖縄の産業振興や社会発展政策等、前向きの制度を用意する必要がある。いずれにせよ、整合的かつ体系的な自由貿易地域の根拠法が必要であろう。

最後に、何のために自由化や規制緩和を求めるのかをしっかりと見定め、「ヌチヌ ユヌ ヌチドゥ タカラ」（後の世の命が宝）という長い時間的視野の中で、後世につけと禍根を残すことのないような、グランドデザインを設計する責務が現世代のわれわれには課されている、ということを忘れてはならない。

(1997.10.14)

注

- (1) 青木昌彦「経済学は制度をどう見るか」『現代経済学の潮流 1996』（大道広・西村和雄・吉川洋編）東洋経済新報社、1996年、p.25-27。
- (2) 財政金融法規研究委員会『財政金融法規解説全集 関税編』大成出版社、昭和45年、p.371参照。日本の関税制度の沿革については、同書p.371-375及び岡茂男『貿易自由化と関税政策』日本関税協会、平成6年、第1章及び岡茂男『戦後日本の関税政策』日本関税協会、平成6年、第1章を参照。
- (3) 「関税法と関税率法との関係については、従来、後者をもって前者の解釈法規もしくは補助法規であるとし、または後者をもって前者の特別法規であるとする見解もあったが、両法は形式的にも独立のものであり、また、内容的にも異なった分野について規定したものであって、現行法の解釈としては、しいてこのような見解をとる必要はない。
両法の区別が設けられているのは、全く立法および運用上の便宜に基づくものであって、両法相まって関税制度の根柢をなすものとみるべきものである。」
財政金融法規研究委員会、前掲書、p.376。
- (4) 「この両者は、関税制度上相互依存の関係にあり、形式的には併立しているが、実質的には一体のものと考えべきであり、立法技術および運用の便宜から二つの法律に分けられたものであって、一方が他方の解釈法規または補助法規というような関係に立つものではない。」財政金融法規研究委員会、前掲書、p.1121。
- (5) A. Smith, An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, 1776. (大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』岩波書店) p.345。
- (6) A. Smith、前掲書訳書、p.345-363参照。また、財政金融法規研究委員会、前掲書、p.11-17をも参照。
- (7) 『関税関係基本通達集（昭和63年度版）』、日本関税協会、p.6。協定関税率とは、WTO、通商関係条約、国連の特権及び免除に関する条約、外交関係に関

するウィーン条約等に基づく税率のことである。

- (8) 藤本進編『図説日本の関税』財経詳報社、平成4年、P.3。以下、この項のデータの出所は同書による。
- (9) 沖縄県自由貿易地域管理事務所「自由貿易地域那覇地区の概要」平成9年4月による。以下、この項のデータ出所は同資料による。
- (10) 伊藤元重・大山道広『国際貿易』岩波書店、1985年、第6章～第7章及び鈴木克彦『貿易と資源配分』有斐閣、昭和62年、第4章、第7章を参照。
- (11) 財政金融法規研究委員会、前掲書、p.78。以下の自由港制度に関する議論については同書p.78～81を参照。
- (12) 法体系上も総合保税地域制度は輸入促進地域に関する制度を前提としておらず、また、輸入促進地域制度が臨時措置であるのに対し、総合保税地域制度は恒久措置となっている。財政金融法規研究委員会、前掲書、p.737及び保税地域制度研究会『総合保税地位のあらまし』日本関税協会、1992年、p.8。
- (13) 沖縄計画研究所『自由貿易地域の施策展開に関する調査報告書』昭和61年、第6章参照。